

日本脳炎の積極的勧奨の差し控えに対する平成 26 年度の 対応について（案）

1. 第 1 期の追加予防接種について

平成 26 年度に 8 歳又は 9 歳となる者（平成 17 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者）については第 1 期の追加予防接種が十分に行われていないことから、平成 26 年度中に第 1 期の追加接種の不足分について、積極的な勧奨を行う。

2. 第 2 期の予防接種について

平成 26 年度に 18 歳となる者（平成 8 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、第 2 期の予防接種（以下「2 期接種」という。）が十分に行われていないことから、平成 26 年度中に、2 期接種の不足分について、積極的な勧奨を行う。

3. その他

積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期の予防接種の対象者であった者のうち、1 期接種を完了していた者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、2 期接種の積極的な勧奨を行っても差し支えない。

○ 日本脳炎の定期の予防接種について → 26年度の見通し【イメージ】

● 定期接種の対象年齢

- 1期・・・生後6か月以上7歳6か月未満
- 2期・・・9歳以上13歳未満

● 積極的勧奨を実施する期間（標準的な接種年齢）

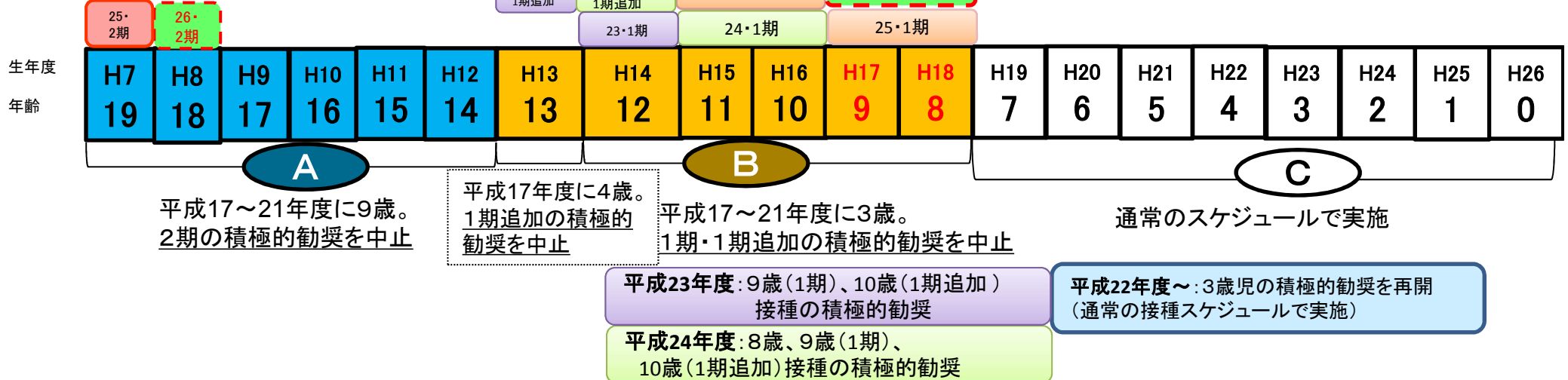
- 1期（2回接種）・・・3歳 1期追加（1回接種）・・・4歳
- 2期（1回接種）・・・9歳

- ・マウス脳由来ワクチン接種後の重症のADEM（急性散在性脳脊髄炎）の発生を踏まえ、平成17年5月30日から、積極的勧奨を差し控え、特に希望する者のみに接種することとした。
- ・平成21年2月に「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が薬事承認されたことから、積極的勧奨の差し控えは平成22年3月31日に終了し、ワクチンの供給状況を踏まえつつ、順次、積極的勧奨を再開している。

※生まれた年度／平成26年度に迎える年齢（歳）

政令上の接種対象年齢

【積極的勧奨の実施】



平成25年度までの対応

【政令改正】

- ・20歳まで接種可能とする者に、平成7年4月2日～5月31日生まれの者を追加(25年度)

【積極的勧奨の実施】

- ・1期接種の積極的勧奨 → Bの25年度時に7歳（H18年度生）、8歳（H17年度生）の者
- ・1期追加接種の積極的勧奨 → Bの25年度時に9歳（H15年度生）、10歳（H16年度生）の者
- ・2期接種の積極的勧奨 → Aの当時18歳（H7年度生）の者
→ Bのうち積極的勧奨の差し控え期間中に1期・1期追加の接種を完了した者（ただし市町村が実施可能な範囲で実施）

平成26年度の対応（予定）

- ・1期追加の積極的勧奨 → Bの8歳（H18年度生）、9歳（H17年度生）
- ・2期接種の積極的勧奨 → Aの18歳（H8年度生）
→ Bのうち積極的勧奨の差し控え期間中に1期・1期追加の接種を完了した者（ただし市町村が実施可能な範囲で実施）

- ・平成28年度から、積極的勧奨再開後の9歳児の2期接種の勧奨を予定